

《医療法人厚仁会 一般事業主行動計画》

職員が仕事と子育てを両立させることができ、また職員全員が能力を発揮し、安心して働きやすい職場環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間

(目標1) 継続：産前産後休業や育児休業制度、雇用保険法に基づく育児休業給付、産休・育休中の社会保険料免除など、制度の周知や情報提供を行う。

対策：令和2年5月～回覧及び院内の見やすいところへ掲示し、情報を開示する。

対象者には、取得フォローを行う。

(目標2) 全職員を対象に、始業・終業時間の繰り上げ・繰り下げ制度等を導入し、時間外労働を削減する。

対策：令和2年4月～時間外労働の原因分析を行い、課題を把握する。

令和2年7月～課題に対する方策を検討・検証する。

令和2年10月～試験的に対応策を導入し、改善を図る。

令和3年4月～導入結果に基づき、対応策を制度化する。